月前の日以後にされた場合を除くものとし、その情報提供要請をした旨の納税者への通知が情報提供要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、その課税標準等又は税額等に関し、租税条約等の相手国等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。

㈡　右記㈠に併せて、国外取引等の課税に係る更正決定等により納付すべき国税の消滅時効について所要の整備を行う。

一四　国税徴収法の一部改正

1　連結納税制度の見直しに伴い、実質課税額等の第二次納税義務について、所要の措置を講ずることとした。（国税徴収法第三六条関係）

2　不動産の公売について、次の措置を講ずることとした。

㈠　公売財産（不動産に限る。以下「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、入札等をすることができないこととする。（国税徴収法第九九条の二関係）

(1)　公売不動産の入札等をしようとする者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

(2)　自己の計算においてその公売不動産の入札等をさせようとする者が暴力団員等であること。

㈡　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。（国税徴収法第一〇八条関係）

㈢　税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならないこととする。（国税徴収法第一〇六条の二関係）

㈣　不動産を換価に付するときは、右記㈡の調査に通常要する日数を勘案した日（改正前公売期日等から起算して七日を経過した日）において最高価申込者に対して売却決定を行うこととする。（国税徴収法第一一三条関係）

㈤　右記㈠により陳述すべき事項について、虚偽の陳述をした者に対する罰則を設ける。（国税徴収法第一八九条関係）

3　不動産の随意契約による売却について、右記2と同様の措置を講ずることとした。（国税徴収法第一〇九条関係）

一五　租税特別措置法の一部改正

1　個人所得課税

㈠　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の八、第三七条の一四及び附則第六八条関係）

(1)　非課税累積投資契約に係る非課税措置の勘定設定期間を令和二四年一二月三一日まで五年延長する。

(2)　特定非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、改正前の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

イ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。

ロ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ハ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る。）については、所得税を課さない。

ニ　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に当該特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

ホ　特定非課税累積投資契約とは、右記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託等をすることを約する契約で、あらかじめその買付けの委託等をする受益権の銘柄が定められているものをいう。）により取得した公募等株式投資信託の受益権の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

(イ)　上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと。

(ロ)　当該特定累積投資勘定には、改正前の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という。）のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等のみを受け入れること。

①　その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の一二月三一日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が二〇万円（左記(ハ)②に掲げる移管がされる上場株式等のその移管の時における価額（時価）が一〇二万円を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの

②　その他一定の特定累積投資上場株式等

(ハ)　当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

①　その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の一二月三一日までの間に受け入れた上場株式等（その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたもの等を除く。）で、当該期間内の取得対価の額の合計額が一〇二万円（左記②に掲げる移管がされる上場株式等がある場合には、その移管の時におけるその上場株式等の価額（時価）を控除した金額）を超えないもの